

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する ための体制に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法 24 条の 4 の 4 (財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価) 及び 193 条の 2 (公認会計士又は監査法人による監査証明) の規定の委任を受けて「内部統制報告制度」に関する所要の事項を定めるための内閣府令。

・適用の一般原則 (1 条)

内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従うものとする。

内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施した監査の結果に基づいて作成する内部統制監査報告書により行うものとする。

企業会計審議会により公表された内部統制の評価及び監査に関する基準は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価及び監査に関する基準に該当するものとする。

・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制 (3 条)

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制は、当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。

・内部統制報告書の記載事項等 (4 条・5 条)

内部統制報告書の様式を定め、主な記載事項を次のように定める (4 条)

イ 代表者の役職氏名等

代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を

- 有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等
- ロ 財務報告に係る内部統制の基本的枠組み
 - ハ 内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続
 - ニ 評価結果
 - ホ 付記事項
- 期末日後に、重要な欠陥を是正するために実施した措置がある場合には、その内容等
- 内部統制報告書作成の基準日を当該会社の事業年度の末日と定める（５条）

・ 内部統制監査報告書等の記載事項等（６条～１０条）

内部統制監査報告書の主な記載事項を次のように定める。

- イ 内部統制監査の対象
- ロ 内部統制監査の概要
- ハ 内部統制報告書に対する監査人の意見
- ニ 追記情報

監査人が説明又は強調することが適当であると判断した事項

内部統制監査報告書は、財務諸表監査の監査報告書と合わせて作成する。また内部統制監査の概要は、財務諸表監査の概要書に合わせて記載する。

・ 外国会社の財務報告に係る内部統制（１１条～１３条）

外国会社に係る内部統制報告書の作成に当たって、当該外国会社の本国等において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認める場合であって、当該外国会社はその本国等が開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書を内部統制報告書として提出することを金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、当該外国会社の作成する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法については、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該外国会社の本国等における用語、様式及び作成方法によることができるものとする。

その際、前記規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点等の開示を求める。

．米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の財務報告に係る
内部統制（14条～17条）

米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の財務報告に係る内部統制報告書の作成に当たっては、米国式連結財務諸表を提出することについて、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における用語、様式及び作成方法によることができるものとする。

その際、前記規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点等の開示を求める。